

＜確認・検査・許可等手数料一覧＞

【お問い合わせ先】 焼津市役所 都市政策部 建築住宅課

TEL 054-626-2161

＜確認・検査手数料＞

○建築物

単位：円

床面積の合計（㎡）	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査 （有）物件	中間検査 （無）物件
30 以下	10,000	14,000	14,000	15,000
30 超～100 以下	18,000	16,000	16,000	18,000
100 超～200 以下	28,000	22,000	22,000	24,000
200 超～500 以下	38,000	30,000	31,000	33,000
500 超～1,000 以下	68,000	50,000	52,000	55,000
1,000 超～2,000 以下	96,000	68,000	69,000	74,000
2,000 超～10,000 以下	210,000	145,000	161,000	171,000
10,000 超～50,000 以下	360,000	204,000	234,000	244,000
50,000 超	660,000	391,000	439,000	449,000

○建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の

建築物省エネ法に係る完了検査手数料

単位：円

床面積の合計（㎡）	建築物省エネ法に係る完了検査手数料	
	(A) 工場等用途以外の部分	(B) 工場等用途の部分
30 以下	2,000	1,000
30 超～100 以下	2,000	1,000
100 超～200 以下	3,000	1,000
200 超～500 以下	5,000	1,000
500 超～1,000 以下	10,000	2,000
1,000 超～2,000 以下	15,000	3,000
2,000 超～10,000 以下	36,000	4,000
10,000 超～50,000 以下	48,000	6,000
50,000 超	88,000	6,000

- ・建築物省エネ法関係の完了検査手数料は、(A) 工場等用途の建築物の部分と (B) 工場等以外の建築物の部分のそれぞれの床面積区分に応じ手数料を算出した額を合算（合算額という）し、建築物の完了検査手数料に加算する。

ただし、建築物全体を工場等用途以外の部分として上記表 (A) の面積区分に応じて算出した額（特例額という）が合算額未満となった場合にあっては、特例額を採用する。

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料については、別途建築物省エネ法のページでご確認ください。

※ 各種手数料は上記のとおりですが、計画変更、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、面積算定により金額が変わることがあります。詳細はお問い合わせください。

○建築設備・工作物

単位：円

	確認申請		完了検査
	計画変更有り		
小荷物専用昇降機	6,000	9,000	18,000
その他の建築設備	10,000	18,000	26,000
工 作 物	9,000	17,000	21,000

<許可・認定手数料>

単位：円

名 称		金 額
法第7条の6第1項第1号、2号の仮使用認定申請		120,000
法第43条第2項第1号の建築認定申請		27,000
法第43条第2項第2号の建築許可申請		33,000
法第44条第1項第2号の建築許可申請		33,000
法第44条第1項第4号の建築許可申請		160,000
法第48条第1項から13項の建築許可申請	第16項第1号に該当する場合	120,000
	第16項第2号に該当する場合	140,000
	上記いずれにも該当しない場合	180,000
法第51条ただし書きの建築許可申請		160,000
法第52条第10項、14項の建築許可申請		160,000
法第53条第6項第3号の建築許可申請		33,000
法第53条の2第1項第3号、4号の建築許可申請		160,000
法第55条第2項の認定申請		27,000
法第55条第3項各号の建築許可申請		160,000
法第56条の2第1項ただし書きの建築許可申請		160,000
法第57条第1項の認定申請		27,000
法第59条第1項第3号の建築許可申請		160,000
法第59条第4項の建築許可申請		160,000
法第59条の2第1項の建築許可申請		160,000
法第85条第6項の建築許可申請		120,000
法第85条第7項の建築許可申請		160,000
法第86条第1項の建築認定申請	建築物の数が1または2	78,000
	建築物の数が3以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$
法第86条第2項の建築認定申請	建築物の数が1	78,000
	建築物の数が2以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第86条第3項の建築許可申請	建築物の数が1または2	220,000
	建築物の数が3以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$
法第86条第4項の建築許可申請	建築物の数が1	220,000
	建築物の数が2以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第86条の2第1項の建築認定申請	建築物の数が1	78,000
	建築物の数が2以上	$78,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第86条の2第2項の建築許可申請	建築物の数が1	220,000
	建築物の数が2以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第86条の2第3項の建築許可申請	建築物の数が1	220,000
	建築物の数が2以上	$220,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
法第86条の5第1項の建築認定、許可取消し申請		$6,400 + (\text{建築物の数} \times 12,000)$
法第86条の8第1項の全体計画認定申請		27,000
法第86条の8第3項の全体計画変更認定申請		27,000
法第87条の2第1項の用途変更の全体計画認定申請		27,000
法第87条の2第2項の用途変更の全体計画変更認定申請		27,000
法第87条の3第6項の興行場等への一時的な用途変更の許可申請		120,000
法第87条の3第7項の特別興行場等への一時的な用途変更の許可申請		160,000